

年 月 日

意見書

（あて先）新潟市長

住所（団体にあつては所在地）

氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

【意見書の記載及び提出について】

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 （表）（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。  
ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受けません。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出が公告されてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 ① 意見書の概要（住所、氏名等を除く。）は新潟市公告式条例に規定する掲示場に掲示され、及び新潟市ホームページに掲載され、一般に公開されます。  
② 裏面の意見書は、経済部商業振興課及び届出に係る店舗の所在地を所管する区役所で、1か月間一般に縦覧されます。  
③ ご意見が公序良俗に反すると認められる場合には、公告及び縦覧に供しません。
- 6 意見書の提出先は、次のとおりです。（郵送又はお持ちください。）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地  
新潟市経済部商業振興課  
電話番号 025-228-1000（代表）

処 理 欄	受付年月日	年 月 日
	受付番号	
	備考	

(裏)

- この意見書は、経済部商業振興課及び届出に係る店舗の所在地を所管する区役所で1か月間縦覧に供されます。
- 意見の概要は、新潟市ホームページに掲載されます。

意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境の保持のための配慮すべき事項（該当番号に○印を付けてください。）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項</li><li>2 駐車需要の充足等交通に係る事項</li><li>3 歩行者の通行の利便の確保等</li><li>4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮</li><li>5 防災・防犯対策への協力</li><li>6 騒音の発生に関する事項</li><li>7 廃棄物に係る事項</li><li>8 街並みづくり等への配慮等</li></ol>
意見の内容	
理由（具体的に記入してください。）	
意見提出者の氏名及び住所（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名並びにその所在地）	（氏名等を縦覧に付されて差し支えない場合のみお書きください。）